

機関誌「み一つけた」地域通信員感謝状贈呈要領

1 目的

この要領は、一般財団法人群馬県老人クラブ連合会（以下「本会」という。）機関誌「み一つけた」の記事の投稿を活性化させ、量、質的な充実を促し、活動を老人クラブ会員や読者により一層理解、協力して頂くことで紙面の充実を図ることに貢献した「み一つけた」地域通信員に対し謝意を表することを目的とする。

2 贈呈方法

贈呈は、本会理事長から感謝状等を贈呈して行うものとする。

3 贈呈基準

地域通信員として在任期間が2期4年以上で、かつ年間を通じて投稿数が12回以上の者を対象とする。

原則として現任者を対象とするが、各郡市町村老連において役員改選に伴い表彰日の前年度末に退任し、なお上記の贈呈基準を満たす者についても対象とする。

4 表彰者の決定

機関誌「み一つけた」検討委員会で推薦し総務部会において選考し、本会理事長が決定するものとする。

5 贈呈の時期

贈呈は、毎年開催される「群馬県老人福祉県民大会」、又は適当と認められる機会に行うものとする。

附 則

この要領は、一般財団法人の設立の日から施行する。